

## 第10回境港市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年10月12日(月) 午後1時30分から午後2時30分まで

2. 開催場所 境港市役所 第1会議室

3. 出席委員(12人)

会長(議長)	9番	足立晋哉
農業委員	1番	酒井美智子
	2番	河岡誠
	3番	阿部和夫
	4番	佐々木隆
	5番	藪内明
	6番	古徳哲郎
	7番	足立恵一
最適化推進委員	10番	濱田孝
	11番	角興
	12番	築谷敏樹
	13番	永井和人

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	山田幹夫
主任	須山祐介

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 議案審議及び報告

議案第29号 令和2年度秋季労働賃金標準額について

議案第30号 農地法第3条の規定による申請について

議案第31号 農地法第5条の規定による申請について

議案第32号 農用地利用集積計画(案)について

議案第33号 農用地利用配分計画(案)について

報告第20号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第21号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

## 7. 会議の概要

議 長 ただ今から、令和2年第10回境港市農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員はおられませんので、定足数に達しており会議は成立しております。それでは、委員会会議規則第11条第2項に規定する総会の議事録署名委員について、議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 それでは、6番古徳委員、7番足立委員にお願いします。続いて、会務報告を行います。

（会長から次の事項について会務報告）

令和2年9月23日（水）常設審議委員会（会長）

議 長 それでは、議案審議に入ります。議案第29号「令和2年度秋季労働賃金標準額について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第29号「令和2年秋季農作業労賃標準額表」について説明させていただきます。議案1ページから2ページです。  
第9回総会後に開催されました農政専門部会におきまして、今年度の秋季農作業労賃標準額について審議いたしました。その結果を皆様にお諮りいただきたいと思っております。2ページに案が記載されております。今回の令和2年秋季農作業労賃標準額表（案）についてですが、基本的に全ての金額が前年と同額になっております。一般労務につきまして、前年の鳥取県の最低賃金が790円だったのに対し、令和2年は792円と微増となっておりますが、今回の令和2年の農作業労賃だけについては増額という反映をすることなく横並びの据え置きという形で設定させていただいております。以上です。

阿部農政専門部会長 皆様の審議をお願いします。

議 長 議案の説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。無いようなので、採決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、議案第29号は、原案のとおり承認されました。

議 長 続きまして議案第30号「農地法第3条の規定による申請」について説明をお願いします。

事務局 議案第30号「農地法第3条の規定による申請について」説明させていただきます。議案の3ページです。

(番号1)

譲渡人が琴浦町のAさんで、譲受人が竹内町のBさんです。申請地を売買により所有権移転し、農作業場として使用したいという申請内容です。土地の所在は、境港市高松町・畑・161㎡、高松町・田・218㎡、高松町・田・314㎡、合計693㎡で調整区域内にあります。地図は4ページです。次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明します。まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後も現状の通り農作業場として使用することですので、農地を効率的に利用できると見込まれます。第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と見込まれます。第5号の下限面積要件についてですが、他耕作農地面積が、19,223㎡で、合計農地面積が、19,916㎡となり、下限面積要件の20アールを満たすこととなります。第6号の転貸禁止要件には該当いたしません。第7号の地域調和要件ですが、耕作を維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。現地調査は、阿部委員、藪内委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

阿部委員 現状は元々農作業小屋があったところで、何も問題はないと思われます。皆様の審議をお願いします。

河岡委員 コイン精米機が設置されている土地も対象に含まれているのでしょうか。

事務局 含まれています。設置者と所有者との契約の話になりますので、所有権移転に伴い話が進むものだと思います。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。  
他にご意見ご質問等はありませんか。それでは採決いたします。  
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第30号は、原案のとおり承認されました。続きまして議案第31号「農地法第5条の規定による申請」について説明をお願いします。

事務局 議案第31号「農地法第5条第1項の規定による申請について」説明をさせていただきます。議案の6ページです。

譲渡人は竹内町のCさんで、譲受人は米子市のDさんです。  
土地の所在は、竹内町・畑・212㎡です。地図は7ページです。申請理由は、申請地を売買により譲り受けて、一般個人住宅を建築したいとのことです。申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連たんしている区域であり、第3種農地に該当します。資力及び信用につきましては、金融機関からの融資証明書が提出されております。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。土地改良区の同意の意見書は添付されております。計画面積については、添付された土地利用計画図から適当と思われる。周辺農地の営農条件への支障につきましては、周辺に耕作中の農地は無く、被害発生のおそれはないと考えられます。現地調査は、阿部委員、藪内委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

阿部委員 地目は畑になっていますが、現状は田んぼみたいな状態でしたので畑としての再生は難しいと思います。この隣の土地も過去に売買によって農地転用されており、今回も同じケースということで全く問題ないと思います。皆様の審議をお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。  
他にご意見ご質問等はありませんか。それでは採決いたします。  
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第 3 1 号は、原案のとおり承認されました。  
続きまして議案第 3 2 号「農用地利用集積計画（案）について」、議案第 3 3 号  
「農用地利用配分計画（案）について」一括して説明をお願いします。  
議案内容に関係しますので河岡委員は退席をお願いします。

（河岡委員が退室）

議 長 それでは事務局より説明をお願いします。

事 務 局 まず議案第 3 2 号「農用地利用集積計画（案）について」を説明させていただきます。議案 1 3 ページから 1 7 ページです。1 6 ページが総括表です。1 4、  
1 5 ページが利用権設定の各筆明細です。1 7 ページが今回利用権の設定を受け  
る耕作者の農業経営状況の一覧です。1 4 ページにつきましては、鳥取県と  
E さんとの相対契約です。1 5 ページの担い手育成機構が借り受ける農地につ  
いては、次の議案である農用地利用配分計画に記載されている方に貸し出され  
る予定です。いずれも、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項各号の要件に  
該当しており、特に問題はないと考えます。

次に議案第 3 3 号「農用地利用配分計画（案）について」を説明させていただきます。議案の 1 8 ページから 2 1 ページです。これは農地中間管理事業により借り受けた農地を耕作者に貸し付けるために作成する計画ですが、市町村が農地中間管理機構である鳥取県農業農村担い手育成機構から依頼を受けて農用地利用配分計画の案を作成することになっており、この案を作成するにあたっては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条に「必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする」とあることから、境港市長から意見を求められたものになります。今回は、新規の農地契約によるもの、今まで相対で貸借されていた土地を機構を通じて貸借するもの、F さんの中での農地の再配分に係る配分計画案になっています。なお、農用地利用配分計画は、担い手育成機構から県に提出され、県知事の告示により決定されることになります。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。他にご意見ご質問等はありませんか。  
それでは採決いたします。議案第 3 2 号に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、議案第 3 2 号は、原案のとおり承認されました。  
次に議案第 3 3 号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第33号は、原案のとおり承認されました。

(河岡委員が入室)

(事務局から次の事項について報告)

報告第20号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第21号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

(事務局からその他項目について説明)

・今後の予定

○常設審議委員会(会長) 令和2年10月22日(木)

○西部地区農業委員会会長協議会臨時総会 令和2年10月28日(水)

(会長、事務局長)

○第11回境港市農業委員会総会 令和2年11月10日(火)

○令和2年農業委員会特別研修会(倉吉) 令和2年11月19日(金)

・農業委員会情報 市報10月号「農地パトロールを行っています」

11月号「令和2年秋季労働賃金標準額について」予定

議長 以上で、本日の審議は終了いたしました。その他に皆さんの方からございませんか。

議長 以上をもちまして令和2年第10回境港市農業委員会総会を閉会します。

令和2年10月12日

境港市農業委員会

議長

\_\_\_\_\_

署名委員

\_\_\_\_\_

署名委員

\_\_\_\_\_